

平成27年度 奨学金案内（在学・緊急募集）

奨学金を希望するみなさんへ

高校・高専・専修学校高等課程

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難があると認められる者に対し、学資の貸与を行うことにより、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

目 次

募集の種類	・・・	1
申込資格	・・・	1
収入のめやす	・・・	2
申込みの方法	・・・	2
借りることのできる金額	・・・	3
借りることのできる期間	・・・	3
選考・結果通知	・・・	3
貸与について	・・・	4
返還について	・・・	5
貸与願書の記入例	・・・	6
貸与願書の記入の仕方	・・・	8
奨学金申請に係るQ&A	・・・	11
奨学金等辞退届（様式11号）	・・・	16
奨学金出願辞退届（様式20号）	・・・	17
就職等申立書（様式21号）	・・・	18
給与等支給（見込）証明書（様式22号）	・・・	19
退職証明書（様式23号）	・・・	20
緊急募集に係る経費等内訳書（様式24号）	・・・	21

福岡県教育文化奨学財団は、高等学校（中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、特別支援学校高等部及び特別支援学校専攻科を含む）・高等専門学校・専修学校高等課程に進学後、経済的理由により奨学金を希望する人について奨学生の募集（在学・緊急）を行います。

1 募集の種類

高等学校等在学生の奨学金は、「在学募集」と家計急変等による「緊急募集」があり、いずれも無利息です。

※「在学募集」と「緊急募集」を同時に申込みことはできません。

※「在学募集」と「緊急募集」には、予約募集時にあった「支度金」はありません。

※平成27年度予約募集奨学金内定者は申込みことはできません。（内定後辞退者を除く。）

2 申込資格

（1）在学募集

次の3項目のすべてに該当する場合、申込みことができます。

ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

イ 平成27年4月に、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。

※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。（在学に問い合わせてください）

ウ 特に経済的理由により修学が困難であること。

※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。

（2）緊急募集

次の4項目すべてに該当する場合申込みことができます。

ア 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。

イ 申込時に、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）、高等専門学校、高等学校専攻科、特別支援学校高等部、特別支援学校専攻科、専修学校高等課程に在学していること。

※専修学校高等課程は奨学金取扱課程のみです。（在学に問い合わせてください）

ウ 1年以内に家計が急変した者、又は、平成27年5月以降に入学した者（ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限る。）

エ 特に経済的な理由により修学が困難であること。

※「家計の急変」とは、家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計が急変した場合をいいます。

※「特に経済的理由により修学が困難である」とは、申込者の同一生計の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下であることをいいます。

※要件に該当するか解らない場合は、在学又は財団にお問い合わせください。

3 収入のめやす

収入のめやすについては、次の表を参考にしてください。

生活保護基準の2.4倍以下とは？

収入のめやす

収入の種類	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与収入の世帯	5,208,528円	6,410,880円	7,762,872円	8,470,872円	9,779,064円
給与収入以外の世帯	3,626,400円	4,586,400円	5,786,584円	6,423,784円	7,601,157円

(1) 給与収入の世帯は、給与支払金額（控除前）、給与収入以外の世帯は所得額を上記表と比較してください。

(2) 給与収入以外の世帯とは、自営業等の世帯をいいます。

(3) 次の場合は、当該加算額を左記基準額に加算し判断します。

ア 母子（父子）家庭であるとき

児童が1人の場合 669,888円

児童が2人の場合 722,880円

児童が3人以上の場合は1人増す毎に27,072円を加算します。

イ 世帯に障害者がいるとき

1人あたり773,280円を加算

ウ この表は就労者が世帯に1人の場合の基準額を示しています。複数の就労者がいる世帯にあっては、2人目以降について1人あたり812,448円を増額した額が、就労者がいない世帯にあっては955,872円を減額した額が、それぞれ基準額となります。

※ 加算額は給与収入世帯の金額です。給与収入以外の世帯については、おおむね70%の額を加算します。

4 申込みの方法

手続きは全て学校をとおして行います。

(1) 申込みに必要な書類

ア 平成27年度奨学金貸与願書

イ 市区町村が発行する所得証明書（申込み時に取得できる最新のもの）

※同一生計の18歳以上（学生を除く）の全員分が必要です。

※申込者本人が独立生計である場合は、申込者本人の所得証明書が必要です。

ウ 願書の「特に配慮してほしい家族の事情」欄に記載している事情がある場合は、その事情を確認できる添付書類が必要です。

※その事情を確認できる添付書類の具体例は、9ページを参照してください。

エ 緊急募集の場合は、家計急変の事情のわかる添付書類

(2) 申込みの期間

ア 在学募集 平成27年4月～「学校の定める日」

なお、各学校により受付期間は異なるため、必ず受付期間を確認してください。

イ 緊急募集 随時（在学募集期間中を除く）

ただし、最終締切日は平成28年3月10日当財団必着。なお、各学校により受付期間は異なりますので、必ず受付期間を確認してください。

5 借りることのできる金額

学校種別及び通学種別に応じ、次の3区分の中から選択できます。

平成23年4月から27年3月までに入学したもの			平成27年4月以降に入学したもの		
学校種別	通学種別	貸与月額選択区分	学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自宅	A 18,000円	国・公立	自宅	A 18,000円
		B 15,000円			B 15,000円
		C 10,000円			C 10,000円
	自宅外	A 23,000円		自宅外	A 23,000円
		B 20,000円			B 20,000円
		C 15,000円			C 15,000円
私立	自宅	A 30,000円	私立	自宅	A <u>25,000円</u>
		B 20,000円			B <u>15,000円</u>
		C 10,000円			C 10,000円
	自宅外	A 35,000円		自宅外	A <u>30,000円</u>
		B 25,000円			B <u>20,000円</u>
		C 15,000円			C 15,000円

平成27年4月以降に入学した方から貸与月額が一部改定（下線部改定箇所）となりました。

6 借りることのできる期間

(1) 在学募集

平成27年4月から標準修業期間で卒業するまでです。

(例) (高校1年生の場合) 全日制高校：3年、定時制高校：4年

留年などによる貸与期間の延長はありません。

また、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されます。

(2) 緊急募集

家計急変の事由発生月から標準修業期間で卒業するまでです。

貸与の始期は、家計急変等の事由が発生した月までさかのぼることができます。

(ただし、平成27年4月を限度とします。)

留年などによる貸与期間の延長はありません。

また、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されます。

7 選考・結果通知

(1) 選考

当財団の奨学生選考委員会において選考します。

(2) 結果通知

選考結果通知書は在籍学校をとおして申込者本人に配布します。

ア 在学募集 6月下旬

イ 緊急募集 8月、11月、2月、3月の下旬

※ 緊急募集の採用決定は年4回行います。各回の受付締切日は学校へ確認ください。

※ 採用は予算の範囲内で行います。申込者全員が採用されるとはかぎりません。

8 貸与について

(1) 奨学金の貸与

奨学金は、福岡銀行の本店及び各支店に開設された奨学生本人名義の口座に振り込みます。

(2) 平成27年度奨学金の貸与予定日

学校種別及び通学種別に応じた月額を3か月分まとめて年4回貸与します。

ア 第1回： 7月31日（4～6月分）

イ 第2回： 9月10日（7～9月分）※緊急募集8月決定者は9月下旬

ウ 第3回： 12月18日（10～12月分）

エ 第4回： 3月1日（1～3月分）※緊急募集3月決定者は3月末

※ 緊急募集により、貸与の開始が家計急変事由が発生した月までさかのぼる場合には、3か月を超える分をまとめて貸与することがあります。

※ 貸与予定日はやむを得ない事由により変更することがありますのでご了承ください。

9 返還について

(1) 奨学金の返還方法

ア 返還方法

奨学金の返還は、原則として福岡銀行または、ゆうちょ銀行の口座から口座振替の方法で返還します。

イ 返還金額

返還は月賦（毎月払い）または、半年賦（6月と12月払い）が選択できます。

（5頁参照）

(2) 返還の開始時期と返還期間

奨学金の貸与終了後6か月が経過した後、返還が始まります。

返還期間は、学校種別により次のように定めています。

ア 公立の場合：貸与期間の3倍

（例）高校3か年間の貸与を受けた場合：9年間

イ 私立の場合：貸与期間の4倍

（例）高校3か年間の貸与を受けた場合：12年間

(3) 返還が困難になった場合

卒業後、上級学校へ進学したときや、病気・災害等の理由により奨学金を返還することが困難になった場合は、一定期間返還が猶予される制度があります。

また、「死亡」や「心身に障害があるため今後働けない状態」になったときは、状況に応じて返還金の全部又は一部を免除することがあります。

いずれの場合も、本人から届出がないと制度の適用を受けることはできません。返還に困ったときはそのまま放置せずに当財団まで相談してください。

奨学金は貸与です。

あなたの返還金は、直ちに後輩達の奨学金の資金となります。

約束どおり必ず返還してください。

奨学金の貸与と返還の例
(平成27年3月以前に入学し最も多く貸与した場合)

公立高校（2年間）自宅通学の場合

貸与月額	18,000円
貸与総額	432,000円
返還期間	6年間
年間返還額 (1か月あたり)	72,000円 (6,000円)

私立高校（2年間）自宅通学の場合

貸与月額	30,000円
貸与総額	720,000円
返還期間	8年間
年間返還額 (1か月あたり)	90,000円 (7,500円)

公立高校（2年間）自宅外通学の場合

貸与月額	23,000円
貸与総額	552,000円
返還期間	6年間
年間返還額 (1か月あたり)	92,400円 (7,700円)

私立高校（2年間）自宅外通学の場合

貸与月額	35,000円
貸与総額	840,000円
返還期間	8年間
年間返還額 (1か月あたり)	105,600円 (8,800円)

奨学金の貸与と返還の例
(平成27年4月以降に入学し最も多く貸与した場合)

公立高校（3年間）自宅通学の場合

貸与月額	18,000円
貸与総額	648,000円
返還期間	9年間
年間返還額 (1か月あたり)	72,000円 (6,000円)

私立高校（3年間）自宅通学の場合

貸与月額	25,000円
貸与総額	900,000円
返還期間	12年間
年間返還額 (1か月あたり)	75,000円 (6,250円)

公立高校（3年間）自宅外通学の場合

貸与月額	23,000円
貸与総額	828,000円
返還期間	9年間
年間返還額 (1か月あたり)	92,400円 (7,700円)

私立高校（3年間）自宅外通学の場合

貸与月額	30,000円
貸与総額	1,080,000円
返還期間	12年間
年間返還額 (1か月あたり)	90,000円 (7,500円)

(裏面)

(5) 特に配慮してほしい家族の事情について 9ページへ

特に配慮してほしい家族の事情

- ◆最新の所得証明書に比して、収入の減少等、特に配慮してほしい場合は、必ず所得証明書の他に事実の確認ができる書類を添付してください。
- ◆緊急募集に申込みれる場合は、家計急変の事由及び諸証明書類の添付が必要です。

※ 添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

★添付書類の具体例 9ページへ

(「特に配慮してほしい家族の事情」及び「添付書類」の具体例)

- 収入が減少した → 対象者の給与等支給(見込)証明書(様式22号)
- 退職して現在無職 → 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つを添付のうえ、願書(表面)備考欄に「現在無職」と記入
- 退職して現在有職 → 対象者の離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書(様式23号)のうちいずれか1つと、対象者の就職等申立書(様式21号)を添付

(6) 緊急募集の場合について 10ページへ

緊急募集の場合は記入してください。(在学募集の場合は記入の必要はありません)

家計急変の事由 (該当する項目を○で囲むこと、複数選択可)	ア. 家計支持者の離職 イ. 家計支持者の死亡 ウ. 家計支持者の離別 エ. 家計支持者の破産 オ. 災害救助法適用者 カ. 年度中途入学者	キ. 事故・病気(6月以上)による支出増又は収入激減 ク. 会社倒産・経営不振による著しい収入減 ケ. 自然災害により著しく支出増又は収入減 コ. 他県奨学生が保護者の転居により貸与停止 サ. その他収入激減等
事由の生じた年月	平成 年 月 (年度中途入学は入学年月)	
希望する貸与始期	平成 年 月 (事由発生月までさかのぼり可能。ただし27年4月が限度)	

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴財団の奨学生として採用されるようお願いいたします。

(7) 生徒氏名、連帯保証人(保護者)名書名欄について 10ページへ

奨学生としての自覚を持ち勉学に励むとともに、貴財団の貸与規程を厳格に遵守し、義務を履行します。

8日

氏名 小川 奨太郎

連帯保証人(保護者)名 小川 奨 (父)

(続柄)

小川

小川 奨

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

※ 生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、押印してください。(同じ印は不可)

(8) 奨学生推薦調書欄について 10ページへ

奨学生推薦調書	
特に配慮すべき事情がある場合は記入してください。	
上記生徒を貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。	
平成 年 月 日	学校名 _____
学校長 _____	校長氏名 _____ 職印 _____
公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿	

※ 学校長の推薦(職印)のない願書は受付できません。

1 1 貸与願書の記入の仕方

(1) 希望種別について

申込みを希望する区分（在学募集・緊急募集）にチェックしてください。

(2) 貸与月額選択について

入学年度より貸与月額が異なります。

自宅から通学する方は自宅にチェックをしてください。

自宅外から通学する方は（学生寮・下宿）の該当するいずれかにチェックをしてください。

通学種別に応じて、希望する貸与月額に○をつけてください。

平成23年4月から27年3月までに入学したもの			平成27年4月以降に入学したもの		
学校種別	通学種別	貸与月額選択区分	学校種別	通学種別	貸与月額選択区分
国・公立	自宅	A 18,000円	国・公立	自宅	A 18,000円
		B 15,000円			B 15,000円
		C 10,000円			C 10,000円
	自宅外	A 23,000円		自宅外	A 23,000円
		B 20,000円			B 20,000円
		C 15,000円			C 15,000円
私立	自宅	A 30,000円	私立	自宅	A 25,000円
		B 20,000円			B 15,000円
		C 10,000円			C 10,000円
	自宅外	A 35,000円		自宅外	A 30,000円
		B 25,000円			B 20,000円
		C 15,000円			C 15,000円

(3) 同一生計の家族状況について

住民票上の同居別居にかかわらず、実態として生徒と生計を同じくしている者について記入してください。単身赴任や就学等のため一時的に別居している場合であっても、生計が同じであれば記入してください。

(4) 所得の種類について

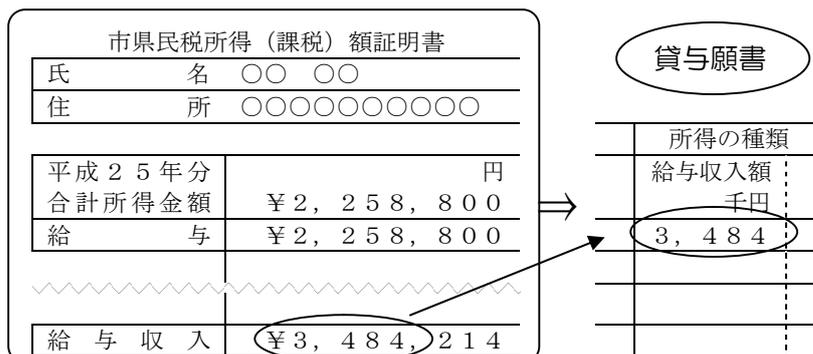
市町村発行の所得証明書（申込み時に取得できる最新のもの）の金額（いずれも千円未満切り捨て）を記入してください。

ア 全員が給与収入のみの世帯

給与収入のみの世帯とは、賃金・報酬・賞与などを受け取り、それにより生活している世帯のことです。

給与収入のみの世帯の場合、所得証明書の収入金額を「給与収入額」欄に記入してください。

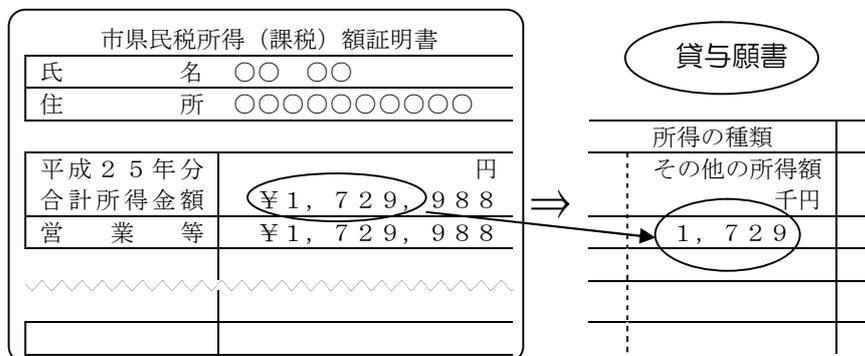
例) 給与収入のみの場合



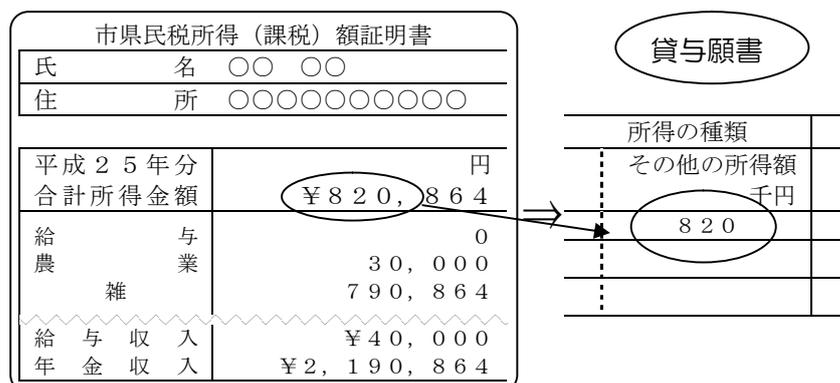
イ 給与収入以外の所得がある世帯：給与収入以外の所得がある世帯とは家族の誰か1人でも給与収入以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯のことです。

給与収入以外の所得がある世帯の場合、所得証明書の各所得の合計額を「その他の所得額」欄に記入してください。

例1) 営業等所得のみの場合



例2) 複数の種類の所得がある場合



複数の種類の所得がある場合も、所得証明書の各所得の合計額を「その他所得額」欄に記入してください。例2の場合、「給与所得」、「農業所得」及び「雑所得」の合計額を記入することとなります。

(5) 特に配慮してほしい家族の事情について

所得証明書からは分からない家計の急変等事情（本年になってからの転職、失業、経営不振による貸金カット等）がある場合は、その事情がわかる添付書類を提出してください。添付書類がない場合は、提出されている書類で選考を行います。

添付書類の例

失業・リストラ	離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書（様式23号）
貸金カット	勤務先発行の収入見込証明書（事実発生日より1年間分） 例）給与等支給（見込）証明書（様式22号）
両親の離別	戸籍謄（抄）本
家計支持者の破産	免責決定通知書
他都道府県奨学生が保護者の転居により貸与停止	他都道府県の貸与証明書 （ただし、都道府県が関与した制度に限ります。）
年度中途入学者	年度中途年月日がわかる書類（任意様式）

(6) 緊急募集の場合について

緊急募集に申込み場合は、ア～サまでの該当する項目を○で囲み（複数可）、そのことを証明する書類を必ず添付してください。添付書類については5頁第5項の「添付書類の例」表を参考にしてください。

また、奨学金の貸与開始希望時期を記入してください。開始時期は家計急変事由発生月までさかのぼることができます（ただし、平成27年4月が限度）。

なお、年度中途の入学者（ただし、転入学の場合は保護者が県外から転居した場合に限る。）の貸与開始月については入学月となります。

(7) 生徒氏名、連帯保証人（保護者）名署名欄について

生徒と連帯保証人はそれぞれ自筆で署名し、それぞれ別の印鑑を押印してください。日付は願書の学校提出日を記載してください。

(8) 奨学生推薦調書欄について（在-schoolで記入のこと）

学校が記入する箇所なので、記入しないでください。

【奨学金申請に係るQ&A】

当財団の奨学金の申込みの際に、今までの質問が多かった項目について、Q&A形式にまとめてみましたので参考にしてください。

I 併願併給について

Q1 他の奨学金制度との併願、併給はできますか？

A1 併願については差し支えありません。

しかし、当財団は都道府県・市町村及びこれらが所管する公益法人等が実施する同様の奨学金あるいは資金等と貸与金額が同程度の奨学金については併給を認めていませんので、当財団の奨学金だけでなく、併願していた同程度の奨学金についても採用が決定した場合には、いずれか片方を辞退していただく必要があります。

なお、当財団の奨学金を辞退される場合は、別紙の「辞退届」（様式11号）を在学学校経由で提出してください。

※「同様の奨学金あるいは資金等」とは次の奨学金等が該当します。

◇貸与金額にかかわらず、併給ができない資金等

- ・母子及び寡婦福祉資金
- ・定時制課程及び通信制課程修学奨励金

◇貸与金額が同程度とされ、併給ができない資金等

- ・特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ

◇貸与金額が同程度の場合、併給ができない奨学金あるいは資金等

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・生活福祉資金
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが奨学金
- ・その他の奨学金

※「貸与金額が同程度」とは、どの月額区分を選択したとしても、学校種別・通学種別に応じて次の月額以上の場合です。

平成23年4月から平成27年3月までに入学したもの		
学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自宅	月額 18,000円
	自宅外	月額 23,000円
私立	自宅	月額 30,000円
	自宅外	月額 35,000円

平成27年4月以降に入学したもの		
学校種別	通学種別	貸与額
国・公立	自宅	月額 18,000円
	自宅外	月額 23,000円
私立	自宅	月額 25,000円
	自宅外	月額 30,000円

Ⅱ 保護者について

Q1 保護者は必ず県内居住者でなければなりませんか？

A1 保護者の生活の本拠地が福岡県内でなければなりません。単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は問題ありません。また、保護者が県内居住者であれば、生徒本人が県外の高校に通学していても差し支えありません。

Q2 連帯保証人は必ず保護者（父母）でなければいけませんか？

A2 例えば生徒が祖父母と同居していて、祖父母の家計で扶養されていて、実態として祖父母が保護者としての役割を果たしているような場合は、父母以外でも差し支えありません。

Ⅲ 所得証明書について

Q1 提出書類のうち、所得証明書は源泉徴収票をもって代えることは可能ですか？

A1 給与収入の他に事業収入等があった場合に、源泉徴収票ではその内容の確認がとれないので、必ず市町村発行の所得証明書を提出してください。

ただし、例外として、収入が給与収入のみの方は、「市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」をもってこれに代えることができます。

Q2 母親は専業主婦なので収入がありません。証明書は必要ですか？

A2 市町村役場の課税担当課で申告を行い、税務担当課で所得証明書を発行してもらってください。収入がないことの証明が必要です。

Q3 収入がない場合の証明書は、市町村発行の非課税証明書でも構いませんか？

A3 原則として市町村発行の所得証明書が必要です。非課税証明書でも、収入額が0円との記載がある場合は差し支えありません。

Q4 今年になって再就職（転職）をしました。所得証明書は前の会社の収入内容ですが、どうしたらよいでしょうか？

A4 現在の就労先から就職等申立書（様式21号）を発行してもらってください。
なお、この場合も市町村発行の所得証明書は提出の必要があります。

Q5 本年3月に高校を卒業した子がいます。現在は無職ですが、所得証明書は必要でしょうか？

A5 必要ありません。ただし、貸与願書の備考欄に「平成27年3月高校卒業（現在無職）」と記載してください。

ただし、平成27年3月に高校等を卒業した子が、4月より就職して、生計を同じくしている場合には、貸与願書の備考欄「平成27年3月大学（高校、中学）卒業」と記載して、就職等申立書（様式21号）を提出してください。

なお、この場合も、子に係る所得証明書は必要ありません。

IV その他

Q1 奨学生として採用された後、事情があって休学することになりました。奨学金の貸与はどうなるのでしょうか？

A1 休学・退学については、事実の発生した月の翌月（月の初日から事実の発生したものは、その月）から貸与を停止又は休止します。また、留年等により正規の修業年限を超えて修学したとしても、その超えた月分の奨学金の貸与は行いません。

なお、在学より長期欠席の連絡があった場合にも、在学と相談のうえ奨学金の貸与を一時休止することもあります。

Q2 高校にある寮に入る場合、自宅外の金額の貸与が受けられますか？

A2 どのような状態を自宅外と認めるかは個々の事情によりますが、在学の方針として入寮が強制である場合や、交通手段の関係から自宅からの通学が困難で下宿している場合等であれば、自宅外の金額の貸与が受けられます。個人的な理由でアパートを借りている、単に「高い金額の貸与を受けたいから。」というだけでは、自宅外の金額の奨学金の貸与を受けることはできません。

Q3 奨学金貸与の願書を提出していたが、家計状況が好転したため、申込みを取り消したいどのような手続きをとればよいでしょうか？

A3 下記の書類を学校を通して当財団へ提出してください。

採用決定前・・・出願辞退届（様式20号）

採用決定後・・・辞退届（様式11号）

なお、奨学金貸与中であっても、家計状況の好転により奨学金が必要でなくなった場合にも、すみやかに「辞退届」を提出してください。

また、同じく家計状況の好転により、世帯の収入合計額が生活保護基準の2.4倍以下を超えた場合でも、貸与条件を喪失しますので、すみやかに「辞退届」を提出してください。

Q4 10月に単位制の高等学校へ入学しました。奨学金を借りたいのですが申込みはできますか。

A4 5月以降の中途入学者は県内からの転入学者を除き、緊急募集に申込みことができます。

しかし、年度中途入学者でも県内からの転入学者については4月の時点で在学募集を申請できますので対象外となりますのでご注意ください。

また、県外からの転入学者についても一家での転居ではなく、もともと保護者が福岡県内に生活の本拠を有している方で生徒のみ県外の学校から転入してきた場合も4月の在学募集に申請できるため除きます。

なお、過去に当財団の貸与を受けた期間は今回の貸与期間から除算されますのでご注意ください。

Q5 申込では基準内の収入ですが、必ず奨学金の貸与を受けられますか？

A5 在学募集及び緊急募集の要件として特に経済的理由により修学が困難であることが条件であり、その「特に経済的理由により修学が困難であること」とは、申込者の同一生計全員の収入合計額が生活保護基準の2.4倍であります。この基準は採用の基準ではなく、あくまで申込みができるかどうかの基準です。

なお、採用については、当年度の予算の範囲内で行いますので申請者の方全員が採用されるとは限りません。ご了承ください。

Q6 専修学校高等課程や専攻科に進学した際、注意することはありますか？

A6 専修学校高等課程に進学した場合に、既に当財団の奨学金を借りている場合、その既に借りた期間は今回の貸与期間から除算されます。

また、専攻科に進学した際に、専攻科でも奨学金を希望される方は、新たに在学募集に申込み必要があります。

Q7 貸与月額を変更することは可能ですか？

A7 貸与月額を変更するためには、年1回、決められた期間内（4月～5月中旬）に関係書類を提出していただく必要があります。年度中途からの月額変更は原則としてできませんのでご注意ください。

Q8 申請の際に使用した書類は返してもらえますか？

A8 所得証明書を含む添付書類は、書類受付後は返却できませんので、添付書類の返却を希望される方は、あらかじめ在学校の担当者に申し出たうえで、在 schools 長の原本証明付の写（コピー）を提出してください。

奨学金等辞退届

平成 年 月 日

奨学生番号 第 号

高校名

氏名

私は次のとおり奨学金等を辞退しますのでお届けいたします。

1. 辞退事由

2. 該当項目を○で囲んでください。

奨学金のみ辞退

~~支度金のみ辞退~~

~~奨学金、支度金ともに辞退~~

奨学生本人 〒

住所：

電話：() —

氏名： 印

保護者 〒

住所：

電話：() —

氏名： 印

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

上記のとおり辞退届ができましたので報告します。

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

(様式20号)

奨学金出願辞退届

平成 年 月 日

この度、平成27年度奨学金貸与願書を提出しましたが、下記の理由により出願を辞退しますのでお届けします。

記

1 該当する種別を○で囲んでください。

◎在学募集 ・ ◎緊急募集

2 辞退理由

〒 ー
本人住所
電話番号 () ー
本人氏名 印

〒 ー
保護者住所
電話番号 () ー
本人氏名 印

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

上記のとおり辞退届の提出がありましたので報告します。

平成 年 月 日

学校名 _____

校長氏名 _____ 職印

学校記入欄	
学校コード	
学校受付番号	

就 職 等 申 立 書

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

氏名 印

この度、下記のとおり収入を得ることになりましたので申し立てます。

記

1 今後1年間の収入見込額 年額 _____ 円

2 雇用開始年月日 平成 年 月 日

3 その他

上記のとおり証明する。

事業所名 _____

事業主名 _____ 印

給与等支給（見込）証明書

福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

給与等の種別（給与、賃金、報酬）
給与の支給を受けた者

氏名

上記の者に対する平成 年 月以降1年間の給与等の支払（見込を含む）は、
下記のとおりです。

雇用年月日 平成 年 月 日

支給月	支給額	支給月	支給額
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		平成 年 月	
平成 年 月		合 計	

(注) 通勤手当を除く税込みの支給額（賞与等の諸手当を含む）を記入してください。

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

給与の支払者

事業所名 _____

事業主名 _____ 印

退職証明書

氏名

上記の者は、平成 年 月 日付けで当社を退職したことを

証明します。

平成 年 月 日

事業所名 _____

事業主名 _____ 印

(様式24号)

緊急募集に係る経費等内訳書

平成 年 月 日

福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

学校名
生徒氏名
連帯保証人 (保護者)

印
印

平成 年 月 から長期療養・被災しています。経費等は次のとおりです。

(単位：円)

年・月					月 計
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
領収書計					
年間推算額					

(注1) 病気による長期療養の場合は、病院・医師の「領収書(6ヶ月以上)等」を添付して、年間所要額を推算してください。

(注2) 災害等については、罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。

(注3) 所要額、被害額共に、保険金や損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる分や、第三者への賠償に係る経費は含まないこと。

【福岡県教育文化奨学財団奨学事業の変遷】

- 昭和47年 県政百周年記念行事の一環として財団法人福岡県奨学会を設立した。
社会に有為な人材を育成することを目的として、高校奨学金・大学奨学金の貸与事業を開始した。
- 平成14年 国が新設した高等学校等奨学事業補助金※1を活用し、高校奨学金の規模を大幅に拡大した。
併せて、低所得世帯の学習機会の均等を目的とした入学支度金制度を県単独事業で新設した。
また、保証人を1名とするなど、内容面も充実した。
- 平成15年 高等学校進学に関して経済的に不安を抱くことなく望ましい進路選択を行うことができるようにするとともに、入学後可能な限り早い時期に貸与し、入学時の保護者負担をより効果的に軽減するために、入学支度金及び奨学金について中学校在籍時における予約募集を実施した。
- 平成16年 平成16年3月31日で日本育英会が廃止され、高校奨学金・専修学校高等課程奨学金が地方に移管されることとなった。
4月1日、県教育委員会所管の公益法人と統合合併し、財団名を福岡県奨学会から福岡県教育文化奨学財団に変更した。
- 平成17年 4月入学生から、日本育英会高校等奨学金と従来の高校奨学金を一本化し新たな奨学事業を開始する。実施にあたっては、これまでの当財団の実施してきた奨学事業の趣旨や果たしてきた役割を考慮し、学力要件を設けない高校奨学金制度とする。
- 平成24年 平成25年3月25日付で公益財団法人として認定を受け、平成25年4月1日付で、名称を公益財団法人福岡県教育文化奨学財団と改める。

4月からの実施にあたって、平成16年度中に入学前の中学三年生に対し予約募集を行う。併せて17年4月より、進学後の高校1年生を対象に在学募集及び緊急募集を実施している。

高等学校等奨学事業費補助金※1

国の同和対策事業を支えた地対財特法の失効（平成14年3月末）に伴い、地域改善対策奨学資金が廃止されたことから一般対策として新設された国庫補助事業。

対象を同和地区出身者から低所得世帯の全高校生に拡大し、自立のための教育の機会均等と人材育成を目的とした地域改善対策奨学金の趣旨を生かし、成績による審査を課さない制度であることが特徴。

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁内

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（福岡支所）

電話 092-641-7326（直通）

092-651-1111（代表）

内線 5501

FAX 092-641-7530